

平成三十年五月十四日提出
質問第二一九五号

生活保護基準改定における前回の検証（平成二十四年検証）と今回の検証（平成二十九年検証）における物価による補正に関する質問主意書

提出者 池田真紀

生活保護基準改定における前回の検証（平成二十四年検証）と今回の検証（平成二十九年検証）における物価による補正に関する質問主意書

証）における物価による補正に関する質問主意書

平成二十四年検証では、平成二十年から平成二十三年の「生活扶助相当CPI（物価指数）」の変化率が「マイナス四・七八％」になっていることを理由に、生活扶助費の一类費の基準額及び同二类費の基準額について、「マイナス四・七八％」もの「デフレ調整」を行った。

これに対し、平成二十九年検証では、物価による調整を行っていないが、平成二十九年検証において、平成二十四年検証と同様の物価による調整を行わなかった理由は何か。平成二十五年から平成二十八年の消費者物価の変化率と、その間の「生活扶助相当CPI（物価指数）」の変化率を明らかにされたい。

平成二十九年検証において、平成二十四年検証で用いた物価による補正を行わなかったのは、その間の物価が上昇しているため、物価による補正をすると、生活扶助費が上がってしまうからではないか。平成二十四年検証と平成二十九年検証は、物価を考慮に入れるか否かという極めて重要な点について、一貫性がないことにならないか。

右質問する。